



1. 日・タイ関係資料を求めて

私がタイの国立公文書館で初めて日本関係の資料を検索・閲覧したのが1978年のことであるから、今回でもう10年越しにここを利用させていただけることになる。今回は1987年の4月から一年間、バンコクにある国立公文書館に通っていた。目指すところの「大東亜」戦争当時の公文書は、日本軍進駐下のタイの状況を語る文書のまとまった分について特に閲覧を許可されたのが、私の滞在もすでに半年を経過した頃であった。依頼した文書のコピーをからくも帰国直前に全部受け取れたときには、今一度の僥倖に感激し、バンコクに一年間滞在した甲斐があったと、安堵して帰国の途についた。

それまでの半年は、膨大な公文書の目録から、明治時代以降とりわけ大正・昭和の日本・タイ関係を物語るような公文書を拾い出しては閲覧し、複写を依頼してはいたものの、両国関係に画期的な意味を持つような文書は乏しく、実りの少ない結果になるのを恐れていた。公文書館の担当課長カニッター女史に会ってこのことを相談すると、「大東亜」戦争当時の公文書は山ほどあるがどれも未整理のまま、まだ公開できないと、何回頼み込んでも断われた。ここへ来るのが数年早すぎた運の悪さを嘆き、半ばあきらめかけていた頃であった。ようやく一部の整理がついたので特に閲覧を認める、との朗報が11月に伝えられた。再びせっせと公文書館に通いしたが、文書の量と帰国までの日数から、もうゆっくりと読んでいる時間的余裕はなかった。タイの研究者さえ誰もまだ目を通していないこの貴重な

タイ国立公文書館の「大東亜」戦争関係資料

吉川利治*

文書を、残された数カ月のうちに、出来るだけ多くコピーにして持ち帰ろうと、まず心がけた。

というのは、公文書館で公文書のコピーを依頼するには、まず文書に目を通して、ファイル毎にファイル名とページを指定して用紙に記入し、コピーする個所の枚数を数えて料金を前払いするシステムになっている。依頼しても、公文書館側が文書の内容をチェックして、コピーにして渡すかどうか、課長の決裁が必要とされる。課長は多忙をきわめ部屋にいないことも多く、チェックしてサインを貰うにも時間がかかるようであった。また古い文書はたいいてい紙質が悪く、扱いに気を付けねばすぐに破れたりコピーが鮮明でなかったりして、係員が一枚一枚丁寧に扱うのでも時間を要した。結局、依頼してから受け取るまでに、一カ月近くかかることもしばしばあったからだ。

そんなことを念頭に置いて、重要な文書から順に目を通しては、次から次へとコピーを依頼していった。閲覧許可を受けた文書のほぼ全部のコピーを依頼し終わった時には2月の中旬になっていた。順に仕上がったコピーが全部手元に揃ったのは、帰国のための船荷を梱包する3月の中旬にかかる頃であった。間一髪でやっと間に合った。帰国後に受け取ったコピーを数えてみると、約15,000枚にもなっていた。4カ月間、私は夢中で依頼していたが、これほどのコピーの山になっていたとはつゆ知らず、短期間に次々とコピーの依頼を受けた公文書館側はさぞや迷惑したことであろう。ともあれ、こころよく許可を与えてコピーを作成していただいたタイ国立公文書館と、この貴重な機会を与えて下さった京都大学東南アジア研究センターには厚く感謝したい。

2. 「大東亜」戦争に関するタイ総理府総理大臣官房文書

今回、特に閲覧・複写できた公文書は、タイ総理

* Toshiharu Yoshikawa, Thai & Vietnamese Department, Osaka University of Foreign Studies, 1-1, Aomadani-Higashi 8-chome, Minoo City, Osaka 562, Japan

府の総理大臣官房文書の中の「大東亜」戦争の時期に関連する文書である。駐留する日本軍と現地側のタイ軍とに関する軍関係公文書は別個に存在するが、未整理・未公開になっている。紹介する公文書は雑多な内容が順不同で並んでいるが、公文書目録から大雑把に内容を分類してみると、次の如くである。「」で囲んだのは目録名、() 内の数字は特に枚数の多い文書のおよその枚数を意味する。

a) 日本軍の進駐に伴う摩擦

タイ側は「タイ各地の在留日本人に関する調査」「日本兵の行伏に関する報告」(1942年12月～1945年8月)、「日本人及び外国人が関係する事件の報告」など日本人の動静を知ろうと努めるが、「ナコーンシータンマラートでタイ警察に殺害された日本人」もいた。日本軍が進駐すると、前線へ輸送する物資の調達と、輸送に必要な主要施設を接収していた。「日本軍による港湾接収」「日本による物資独占買収」「日本に押収された鉄道車両の返還要請」などがある。「法務省・税関・道路局に対する日本軍の公務妨害」「軍部に代わる日系企業による権力行使に関わる問題」は日本軍および日系企業が現地の規則や事情を無視して強引に圧力をかけ事業を遂行しようとする姿であろうか。「日本軍ラノーン市を占拠」は、ビルマ最南端に接するインド洋側の港町ラノーンを1944年に占拠している。「戦時中に日本が建設した工場」もある。

b) 対日協調へ

「国王へ対米英宣戦布告を上奏」は1942年2月10日以降の文書がある。「日本との同盟関係を結ぶ政策に関して各省庁からの報告」(300)は官庁に在勤する役人たちの賛成署名簿が付いている。1941年12月以来、日本軍による港湾・倉庫・会社・商店などの接収、物資の押収が行われ、タイ側は日本側から物資を受け取るようになる。1941年12月に発足した「タイ・日合同委員会」はその際のトラブルの軽減に努めようとする。「タイ・日合同宣伝広報委員会」(300)は1942年1月から44年2月まで存続する。「タイ・日貿易と輸送」「政府管掌による対日貿易機関設置」「対日経済金融問題の協議・解決」「物資統制に関するタイ・日協定」などがある。

c) 戦時下のタイ国内政治・社会情勢

「緊急時における南タイ住民訪問」は、南タイが

日本軍の上陸地点であったからであろう。「武官・文官連絡委員会」「外務省との定例会議報告」など官庁同士の連絡を密にしながら、「県・郡レベルの外事担当者会議報告」(1,700)「国軍最高司令官の命令・通達写し」(1,000)は、総理府が国内の情勢を懸命に把握しようとしていた。「物資の隠匿と投機暴利に対する取締り」「緊急時における食料品・日用品の統制」「公用物資の購入」「各県の食料品・日用品の統制命令集」「悪徳商人の国外追放」「食料品・日用品の統制委員会議事録」(216)など、約1,200枚にのぼる文書は、戦時中のモノ不足の折から秩序を維持するため、クーポンを発行して、日本の配給制度を導入しようとしていた。

d) 譲渡された領土(北部マラヤ4州とシャン州南部)の統治

「マラヤ4州とシャン州南部の日本からの譲渡とそれに関する条約」「マラヤ4州とシャン州南部へ派遣の官吏」「マラヤ4州とシャン州南部の統治政策」「マラヤ4州の統治とその経費」「マラヤ4州の金融・経済・商業問題」「シャン州の資源・物産」「シャン州住民の福利厚生」「日本との物資交換とマラヤとの貿易再開」「高級官僚の南タイとマラヤ4州訪問」など約1,200枚の文書は、日本占領地区の一部がタイに譲渡され、終戦までタイが統治していた状況を伝えている。

e) 連合軍の登場と戦後処理

「英米による爆撃に対する抗議」「敵側の宣伝ビラ」で連合軍の攻勢が窺え、終戦を迎えて、「停戦に伴う日本軍武装解除」が行われる。「連合国側との連絡」やスリランカの「キャンディーにおけるタイ側と連合国側との協定」「戦後の和平使節団」を迎えて、戦後処理が続く。「オランダとの国交回復」「オーストラリアとの和平交渉」と新時代を迎えるが、「タイ・英賠償協議委員会議事録」(1,600)で「戦後対英賠償」(200)がタイの大きな負担となり、「民間人の賠償請求」「民間人からの供出武器・船舶の返還要求」も続々と行われだした。そして「タイの戦犯」が問題とされるに至る。(大阪外国語大学タイ・ベトナム語学科教授・京都大学東南アジア研究センター併任教授、1987年4月から1988年3月バンコク連絡事務所駐在)